

こども誰でも通園制度について

●概要

こども誰でも通園制度は、令和 6 年 6 月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度として創設されました。令和 8 年度より全国の自治体で実施が義務化されます。

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して保護者の多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化することを目的としています。

対象者	・0歳6か月～満3歳未満で保育所等に通っていないこども(※1) ・保護者の就労などの要件はない
利用時間	月10時間まで(国の基準)
利用料	1時間あたり300円(国の実施要綱での標準額)
事業の効果	・専門職がいる場で、同世代のこどもとかかわりながら成長できる機会を提供し、こどもの健やかな成長を促す。 ・保護者の育児負担の軽減や孤立感の解消に繋げる。 参考資料:別紙「子ども家庭庁リーフレット抜粋」
利用方法 (登録～予約まで)	①市への利用登録(認定)申請 ②利用園への初回面談予約(※2) ③利用園との面談 ④利用園への予約(※2) (※2)・・・国の総合支援システムを利用

(※1)・・・就労要件がある保育所・認定こども園等、年齢要件がある幼稚園のいずれの対象にもならないこどもが本制度の対象となります(下図参照)



●令和8年度の実施予定・スケジュール

令和8年4月から、公立保育所2園(那加中央保育所、鵜沼西保育所)で事業を開始し、令和8年度下半期から私立園へ展開していく予定です。

年月	内容	備考
令和7年12月	認可基準条例 確認基準条例 の制定	国の確認基準が10月～12月頃に示される予定です。
令和8年2月	利用者登録開始	
4月	公立園通園開始	
5月	私立園への実施意向確認	私立園スケジュールは現状の目安です。今後の状況によって変更されます。
6月	子ども・子育て会議(認可確認に係る意見聴取)	
7月～9月	私立園の認可・確認申請受付、審査、決定	
9月	私立園利用者面談開始	
10月	私立園通園開始	